

## 「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」の一部規定の施行に伴う、南極大陸に上陸しない活動に関する確認申請等の手続について

### 1. 改正法の一部施行について

令和8年6月10日に、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」(令和8年法律第36号。以下「改正法」という。)が公布されました。

改正法のうち、事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の追加に係る規定については、同月30日から施行されました。

なお、改正法のうち、下記2.の「環境保護に関する南極条約議定書附属書VI」(環境上の緊急事態から生ずる責任に関する附属書。以下単に「附属書VI」という。)に関する規定は、附属書VIの発効日から1か月を経過した日から施行される予定です。

### 2. 改正法の背景

今回の改正法は、附属書VIの締結に向けて、南極地域(南緯60度以南の地域)における活動に伴う環境上の緊急事態を生じさせた主宰者(観光活動や科学的調査活動等の南極地域活動計画を取りまとめる事業者)に対する、対応措置の実施の義務付け等の措置を講ずることを目的としています。

附属書VIでは、南極地域における観光活動の活発化を受け、南極地域に入る全ての観光船を適用対象とすることが明記されました。このため、改正法においては、附属書VIの義務を負わせる前提として、南極地域において活動を行う観光船は、南極大陸への上陸を伴うか否かにかかわらず、全て事前確認の対象にすることとしました。

加えて、南極地域において活動を行う科学的調査船についても、事故の発生リスクという点では同様であることから、同様にその全てを事前確認の対象とすることとしました。

### 3. 南極地域において観光活動及び科学的調査活動をする日本国民の皆様へのお願い

南極地域において活動を行う場合は、「南極地域の環境の保護に関する法律」(平成9年法律第61号。以下「南極環境保護法」という。)の規定が適用されます。南極地域の原始的で脆弱な自然環境を保護するため、南極地域において活動を計画されている方は、以下を御確認の上、確実に手続をお願いします。

#### (1) 南極地域における活動を企画・実施する日本の事業者

乗員が南極大陸に上陸するか否かにかかわらず、全ての観光活動(例：クルーズツアー、遊覧飛行)及び科学的調査活動について確認申請が必要となります。活動内容等を記載した南極地域活動計画書を作成の上、事前に環境大臣の確認を受けてください。

#### (2) 日本の事業者が実施する活動に参加する日本国民

南極地域において、日本の事業者が行う観光活動又は科学的調査活動に参加する場合には、当該活動が環境大臣の確認を受けたものであることを示す行為者証が主宰者から交付されます。当該活動の参加者は、本証を必ず携帯してください。

#### (3) 外国の事業者が実施する活動に参加する日本国民

南極地域において、外国の事業者が実施する観光活動又は科学的調査活動に参加する場合には、当該活動の参加者は、活動内容等を記載した届出書を事前に環境大臣へ提出してください。

なお、環境省では、上記（１）及び（２）に該当する事業者に加え、（３）に関連して外国事業者による観光活動等を仲介する日本の旅行会社に対しても、手続漏れ等が生じないように、本制度の周知を図ります。

#### （４）手続の御案内

上記（１）～（３）に該当する方は、以下ウェブサイトを御確認の上、事前に必要な手続をお願いいたします。

<https://www.env.go.jp/nature/nankyoku/tetsudzuki.html>

なお、御不明点等がある場合は、以下の問合せ窓口まで御連絡ください。

#### ◇問合せ窓口

環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室

- ・メール antarctic※env.go.jp （送信の際は、※を@に置き換えてください。）
- ・電話 03-5521-8273